

平成 24 年 8 月 20 日

セーリングスピリッツ協会

## セーリングスピリッツ協会規則の特例措置(追加)

東日本大震災により被害を受けた岩手県、宮城県、福島県については、セーリングスピリッツ協会規則に下記のとおり特例措置を追加し取り扱うこととする。

### 記

- 1 . 津波で流失した艇については年度登録を必要としない。  
(協会規則 1.4(2)追加)
- 2 . 所有する艇及びチャーターした艇の年度登録については平成 25 年度までは免除し、年度登録シールは無償で配布する。  
(協会規則 1.5(4)追加)
- 3 . 津波で流失した艇のセールについては、どの艇にも使用できセール番号と艇体番号は同一でなくてもレースに参加することができる。  
(協会規則 1.4(3)追加)
- 4 . **岐阜国体、東京国体及び東京・長崎国体リハーサル大会**でチャーターした艇のセールにセール番号が無くても又同じセール番号が発生しても県番号(県名)又はエントリー番号が貼り付けてあれば参加することができる。  
(協会規則 2.3.2 追加)
- 5 . 新規に購入する艇及びセールについては、平成 25 年度までは新艇登録料、セール登録料を免除する。  
(協会規則 1.5(4)追加)